

事 務 連 絡
平成28年6月14日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

「虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係る平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）関係事務処理について」の作業の御協力について

平成28年度臨時福祉給付金支給事業については、当省社会・援護局簡素な給付措置支給業務室から、各都道府県、指定都市及び中核市に対して、別添の事務連絡が平成28年5月31日付で発出されたところです。

本事務連絡に記載されている事務処理の実施に当たっては、貴課（室）の御協力が必要になりますので、各都道府県、指定都市及び中核市内の臨時福祉給付金担当課室とも連携していただき、御対応をよろしくお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に御連絡いただくようお願いします。

また、施設入所等に係る措置を行う指定都市、中核市及び市町村におかれましては、施設職員等の関係者への周知について、特段の御配慮をお願いします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課企画法令係
T E L : 03-5253-1111（内線：3148）
F A X : 03-3591-8914